

国営事業管理委員会設置要領

(設置)

第1 「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について」(以下「新規地区採択時の評価手法の明確化」という。)、「国営土地改良事業等再評価実施要領」(以下「再評価実施要領」という。) 第4の1及び「国営土地改良事業等事後評価実施要領以下(「事後評価実施要領」という。) 第3の3の規定により、沖縄総合事務局農林水産部に国営事業管理委員会及び国営事業管理幹事会を置き、その事務は農村振興課において取り扱う。

(構成)

第2 事業管理委員会及び事業管理幹事会は、それぞれ下記に掲げる関係委員、幹事をもって構成する。なお、委員長は、必要に応じて国営事業(務)所長等下記に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

また、事業管理委員長は、「新規地区採択時の評価手法の明確化」第6に定める新規地区採択(以下「事前評価」という。)、「再評価実施要領」第5に定める再評価及び「事後評価実施要領」第4に定める事後評価に際し、別添の事業評価技術検討会を設置するものとする。

(事業管理委員会)

委員長	農林水産部長
委 員	総務調整官、農政課長、農村振興課長

(事業管理幹事会)

幹 事	農 政 課	課長補佐
	農村振興課	課長補佐(計画)
"		課長補佐(整備)
"		企画指導官(経済・資源)

(事務)

第3 事業管理委員会は、次の事項を検討・実施する。

1. 「新規地区採択時の評価手法の明確化」に基づく国営事業の事前評価に関すること
2. 「再評価実施要領」に定める国営事業の再評価に関すること
3. 「国営土地改良事業等事後評価実施要領」に定める国営事業の事後評価に関すること
4. 国営事業及び付帯事業の実施状況の把握並びに円滑な実施に関すること
5. 国営事業の環境との調和への配慮に関すること
6. その他の事項

(附則)

この要領は平成11年9月6日から施行する。

一部改正 平成14年3月14日
一部改正 平成15年10月1日
一部改正 平成22年1月21日
一部改正 平成25年3月7日
最終改正 平成28年4月1日